

# 勘案認定について

令和4年

野菜振興部需給業務課



独立行政法人 農畜産業振興機構

# 1 勘案認定とは

## ○ 勘案認定の仕組

登録出荷団体等は乖離の度合の認定の変更（勘案認定）を機構に対し申請し、当該申請が勘案認定の要件に適合すると認められることで、生産者補給交付金等の交付額の減額を軽減することが可能となります。

## ○ 認定までの流れ

機構が登録出荷団体等からの勘案認定の申請を受け付けた後に、地方農政局等の意見を聴いて、勘案認定を行います。勘案認定の通知を受けた登録出荷団体等が、交付金の申請を行うことで、生産者補給交付金等の交付額の減額を軽減されることとなります。

## 2 勘案認定の対象となるケース

### (1) 出荷計画を下回る出荷実績となった場合

(1) 緊急需給調整 (※) が  
行われた場合

(例)

緊急的な  
需給調整の実施



出荷数量の減少

(※) 生産出荷団体緊急需  
給調整事業を指す

(2) 異常な気象条件による  
例年にない収穫減又は  
出荷時期のズレが生じ  
た場合

(例)

異常気象等の発生



出荷数量の減少  
または出荷期間の  
ズレの発生

(3) 天災その他やむを得な  
い事業により対象市場に  
出荷することが困難と  
なった場合

(例)

台風等による  
交通途絶



出荷数量の減少

## 2. 出荷計画を上回る出荷実績となった場合

○国が出荷要請を行う（※）等特段の事情がある場合

(例)

国の出荷要請等に応じて出荷



出荷数量が増加

（※）生産出荷団体緊急需給調整事業の実施及び国が別途出荷要請を行った場合を指す

(注意すべきポイント)

出荷計画数量を上回る出荷は、本来コントロールが可能であることから、左記の場合を除き勘案認定を行わないこととされています。）

（業務方法書第111条第7項）

# 勘案認定の申請手続きの流れ

